

議案第 8 号

埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 6 日 提出

埼玉西部消防組合管理者 藤 本 正 人

提 案 理 由

地方公務員の定年引上げに伴い、60歳を超える職員の給与について、国家公務員の取扱いを考慮した措置を講ずるほか、令和4年8月8日に人事院から国家公務員に適正な処遇を確保するための勧告がされたことに鑑み、本組合職員の給料及び勤勉手当についても、これに準じた所要の改正を行うため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例（平成25年条例第26号）

の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、
同項第2号中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,100	191,600	219,800	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	165,600	193,400	221,700	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	167,100	195,200	223,600	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	168,700	197,000	225,400	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	169,800	198,500	227,100	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	171,200	200,300	229,000	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	172,600	202,100	230,900	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	174,000	203,900	232,700	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	175,300	205,400	234,400	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	177,800	207,200	236,000	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	180,300	209,000	237,500	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	182,800	210,800	239,000	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	185,200	212,400	240,300	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	186,900	214,200	241,900	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	188,500	216,000	243,400	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	190,200	217,800	244,900	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	191,700	219,200	246,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	193,400	221,000	247,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	195,200	222,700	249,000	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	196,900	224,500	250,300	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	198,500	226,100	251,800	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	199,900	227,800	253,000	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	201,400	229,400	254,300	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	202,900	230,900	255,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	204,200	232,200	256,800	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	205,500	233,800	258,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	206,700	235,400	259,600	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	208,000	236,900	261,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	209,300	237,900	262,700	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	210,600	239,400	264,400	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	

31	211,900	240,700	266,000	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	213,200	241,900	267,600	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	214,300	243,100	269,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	215,600	244,100	271,200	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	216,900	245,100	272,900	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	218,200	246,100	274,600	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	219,200	247,200	276,200	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	220,300	248,100	277,900	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	221,300	249,000	279,700	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	222,300	250,000	281,200	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	223,300	250,900	282,400	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	224,200	252,200	284,100	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	225,100	253,400	285,700	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	226,000	254,700	287,400	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	226,300	256,000	289,000	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	227,100	257,400	290,700	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	227,800	258,600	292,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	228,500	259,800	294,300	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	229,200	260,900	295,800	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	230,000	262,100	297,500	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	230,700	263,400	299,000	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	231,300	264,500	300,600	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	231,900	265,600	302,200	358,100	376,100	401,400	442,200		
54	232,500	266,600	303,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
55	233,100	267,800	305,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
56	233,800	268,900	307,200	361,200	378,200	402,300	443,300		
57	234,500	269,900	308,100	362,100	378,700	402,600	443,600		
58	235,100	270,900	309,600	362,800	379,300	402,900	444,000		
59	235,600	272,000	311,100	363,500	379,900	403,200	444,300		
60	236,300	273,100	312,700	364,200	380,600	403,500	444,600		
61	237,000	274,000	314,300	364,600	381,000	403,800	444,900		
62	237,600	275,000	315,900	365,200	381,700	404,100			
63	238,200	275,900	317,500	365,900	382,300	404,400			
64	238,700	277,000	319,000	366,600	382,900	404,700			
65	239,300	278,100	320,500	366,900	383,300	405,000			
66	240,000	279,100	321,700	367,600	383,900	405,300			
67	240,700	280,000	322,900	368,300	384,500	405,600			
68	241,200	281,000	324,100	369,000	385,100	405,900			
69	241,700	281,500	324,800	369,300	385,500	406,100			
70	242,300	282,400	325,700	369,900	386,000	406,400			
71	242,900	283,100	326,500	370,600	386,500	406,700			
72	243,400	284,000	327,300	371,200	387,100	407,000			
73	243,900	285,000	328,200	371,500	387,400	407,200			
74	244,500	285,800	328,600	372,100	387,800	407,500			
75	245,100	286,600	329,300	372,800	388,200	407,800			
76	245,600	287,400	330,100	373,400	388,600	408,000			
77	246,100	288,200	330,900	373,800	388,900	408,200			
78	246,600	288,700	331,600	374,300	389,200	408,500			

79	246,900	289,100	332,300	374,900	389,500	408,800
80	247,300	289,600	333,000	375,400	389,800	409,000
81	247,600	289,800	333,500	375,900	390,000	409,200
82		290,100	334,100	376,500	390,300	409,500
83		290,300	334,600	377,000	390,600	409,800
84		290,700	335,200	377,300	390,800	410,200
85		290,900	335,500	377,700	391,000	410,500
86	291,100	336,000	378,200	391,300	411,200	
87	291,500	336,400	378,600	391,600	411,900	
88	291,800	336,900	379,000	391,800	412,600	
89	292,100	337,300	379,400	392,000	413,000	
90	292,400	337,800	379,900	392,300	413,700	
91	292,700	338,300	380,300	392,600	414,400	
92	293,100	338,800	380,700	392,800	415,100	
93	293,400	339,100	381,000	393,000	415,500	
94	293,800	339,500	381,400	393,300	416,200	
95	294,100	340,000	381,800	393,600	416,900	
96	294,500	340,400	382,200	393,900	417,600	
97	294,700	340,700	382,600	394,200	418,000	
98	294,900	341,100	383,000	394,900	418,700	
99	295,200	341,600	383,400	395,600	419,400	
100	295,600	342,000	383,800	396,200	420,000	
101	295,800	342,200	384,200	396,700	420,500	
102	296,100	342,600	384,600	397,400		
103	296,500	343,100	385,000	398,100		
104	296,900	343,500	385,400	398,700		
105	297,100	343,700	385,800	399,200		
106	297,400	344,100	386,200	399,900		
107	297,800	344,500	386,600	400,600		
108	298,100	344,800	387,000	401,200		
109	298,300	345,100	387,400	401,700		
110	298,600	345,500	387,800	402,400		
111	299,000	345,900	388,200	403,100		
112	299,300	346,300	388,600	403,700		
113	299,500	346,800	389,000	404,200		
114	299,900	347,200	389,400	404,900		
115	300,300	347,600	389,800	405,500		
116	300,600	348,000	390,200	406,200		
117	300,800	348,500	390,600	406,700		
118	301,000	348,900	391,000	407,400		
119	301,300	349,200	391,400	408,000		
120	301,700	349,500	391,800	408,700		
121	301,900	350,000	392,200	409,100		
122	302,100		392,600	409,800		
123	302,400		393,000	410,400		
124	302,700		393,400	411,100		
125	303,100		394,000	411,600		
126	303,300		394,600			

	127		303,600		395,200					
	128		303,900		395,800					
	129		304,200		396,400					
	130				397,000					
	131				397,600					
	132				398,200					
	133				398,800					
	134				399,400					
	135				400,000					
	136				400,600					
	137				401,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

第2条 埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第6項中「その者」を「当該職員」に改め、同条中第12項を削り、第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 前3項の規定にかかわらず、職員が60歳に達した日後最初の4月1日以後における昇給は、第6項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第4条に次の1項を加える。

13 法第22条の4第1項又は第22条の5第2項の規定により採用された職員で法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第13条第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号本文中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第16条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第23条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第26条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

第27条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第9条、第10条及び第12条」を「第4条第3項、第4項及び第6項から第11項まで、第9条、第10条並びに第12条」に、「再任用職

員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の 8 項を加える。

- 7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が 60 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（附則第 9 項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第 4 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第 3 項、第 4 項、第 7 項及び第 8 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に、50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げるものとする。）とする。
- 8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 埼玉西部消防組合職員の定年等に関する条例（平成 25 年条例第 16 号）第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により法第 28 条の 2 第 1 項に規定する異動期間（同条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第 6 条に規定する職を占める職員
 - (3) 埼玉西部消防組合職員の定年等に関する条例第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により勤務している職員（同条例第 2 条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 9 法第 28 条の 2 第 4 項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第 11 項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第 7 項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が

受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第9項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第23条第5項（第26条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用

については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第9項、第11項又は第12項の規定による給料の額との合計額」とする。

14 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条及び第5条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

第2条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

- (1) 第1条の規定による改正後の埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例(次号及び次条において「第1条改正後給与条例」という。)別表第1の規定

令和4年4月1日

- (2) 第1条改正後給与条例第26条第2項の規定 令和4年12月1日
(給与の内払)

第3条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(勤務延長職員に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例

(次条第4項から第7項までにおいて「第2条改正後給与条例」という。) 附則第7項から第14項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次条において「令和3年改正法」という。) 附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(暫定再任用に関する経過措置)

第5条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第

5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。以下この項、次項及び第5項から第8項までにおいて同じ。)のうち暫定再任用職員で令和3年改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次項から第5項までにおいて「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた職員の給料月額は、当該職員が同条第1項又は同法第22条の5第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条

第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成25年条例第19号)第2条第2項の規定により定めら

れた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条改正後給与条例第13条第2項及び第16条第2項の規定を適用する。
- 5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条改正後給与条例第23条第3項の規定を適用する。
- 6 第2条改正後給与条例第26条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「埼玉西部消防組合職員定員条例等の一部を改正する等の条例（令和5年条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 7 埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例第4条第3項及び第7項から第11項まで、第9条、第10条及び第12条並びに第2条改正後給与条例第4条第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、規則で定める。

(その他の経過措置の規則への委任)

第6条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。